

上田市積立基金条例及び上田市特別会計条例の一部改正について

1 改正の趣旨

上田市同和地区住宅新築資金等基金を廃止するため、また、上田市同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計を廃止するため、上田市積立基金条例及び上田市特別会計条例について、所要の改正を行うもの

2 背景等

同和地区住宅新築資金等貸付事業は、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」に基づき実施してきた事業である。

この事業の実施に当たり、債務者の返済状況の管理、滞納分の債権回収、市債の償還など様々な経理に係る事務があることから、事業状況の明確化のために特別会計を設置し、経理を行うとともに、市債の償還を長期間、かつ、安定的に行うため、上田市同和地区住宅新築資金等基金を設置している。

令和3年度において、当該事業は住宅貸付の約定償還期限を迎え、また、市債の償還が完了することから、来年度以降、残る事務は滞納分の債権回収のみとなり、特別会計での運用及び当該基金が不要になる。

3 条例案の概要等

(1) 上田市積立基金条例の一部改正（第1条関係）

基金を規定している別表から「上田市同和地区住宅新築基金等基金」を削る。

(2) 上田市特別会計条例の一部改正（第2条関係）

特別会計を規定している第1条の表から「上田市同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計」を削る。

4 施行期日等

(1) 上田市積立基金条例は公布の日から、上田市特別会計条例は令和4年4月1日から施行する。

(2) 令和3年度上田市同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計に関する決算事務の取扱いについて、なお従前の例によるものとする。